

# 仕 様 書

## 1 業務名

疏水第二分線 支障木撤去作業

## 2 業務の目的

疏水第二分線において、通行等の支障となっている樹木の地上部撤去作業を行うものである。

## 3 履行期限

令和8年5月22日まで

## 4 履行場所

疏水第二分線（京都市左京区下鴨梅ノ木町）

## 5 業務範囲

別紙箇所図、写真のとおり

## 6 業務内容

支障木地上部撤去

- ・対象木は以下のとおり。
- ・残した根株からのひこばえ等を抑制するため、縁部面取り及び表面切込み（網目状）を実施すること。ただし、幹周15cm未満の樹木は実施不要。

### ①落葉高木

C=0.44m、H=7.0m、W=4.0m程度

### ②落葉高木

株立ち（3本）C=0.20m, 0.24m, 0.28m、H=6.0m、W=4.0m程度

### ③落葉高木

C=0.24m、H=6.0m、W=2.0m程度

### ④ナンテン

H=1.5m程度 ※①の株元

### ⑤ナンテン

H=2.0m程度 ※③の株元

### ⑥トベラ

H=3.0m、W=4.0程度

### ⑦ナンテン

H=2.5m、W=2.5m程度

### ⑧ゲッケイジュ

株立ち C=0.20×12本、H=7.0m、W=4.5m程度

## 7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

## 8 特記事項

- 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 作業にあたっては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。